

○奈良市工事検査規程

昭和 61 年 4 月 25 日訓令甲第 4 号

庁中一般
関係各所

奈良市工事検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本市における工事請負契約に係る検査の実施に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事主管課長 工事の施行を主管する課（これに相当するものを含む。）の長をいう。
- (2) 検査員 第4条に規定する検査を行う職員をいう。

(検査員の任命)

第3条 検査員は、市長が技術職員のうちから任命する。

(検査の種類)

第4条 この規程において、検査とは次の各号に定めるものをいう。

- (1) しゅん工検査 工事請負契約の目的物が完成したときに行う。
- (2) 出来形検査 部分払の請求があったときに行う。
- (3) 既済部分検査 既済部分を使用するときに行う。
- (4) 隨時検査 工事の中止若しくは打ち切りにより検査を必要とするとき又は工事の施工工程において契約課長及び工事主管課長が特に検査の必要があると認めたときに行う。

(検査実施の区分)

第5条 契約課は、契約金額が 5,000,000 円以上及び契約課長が特に必要と認める工事請負契約に係る検査を行うものとする。

2 前項に定める契約以外の工事請負契約に係る検査は、工事主管課において行うものとする。

(検査の依頼)

第6条 工事主管課長は、前条第1項に定める検査を必要とするときは、工事検査依頼書に必要な書類を添えて、検査予定日の 5 日前までに契約課長に提出しなければならない。

(検査実施の通知)

第7条 契約課長は、前条の依頼を受けたときは、直ちに別に定める検査実施区分に従い当該検査を担当する検査員を指名し、検査の実施日時等を工事検査執行通知書により工事主管課長に通知するものとする。

(検査実施の基準)

第8条 検査員は、契約書、設計書及び仕様書その他関係書類（以下「設計図書等」という。）並びに別に定める検査基準に基づき、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

（検査の立会い）

第9条 検査員は、原則として工事監督員及び請負人等の立会いの上、検査を行わなければならぬ。

（破壊等による検査）

第10条 検査員は、検査を行うに当たり必要と認めるときは、工事監督員及び請負人に対して、検査の目的物の一部の破壊その他必要な措置を要求し、又は説明若しくは書類の提出を求めることができる。

（検査の中止等）

第11条 検査員は、次の各号に掲げる事由により、適正な検査ができない場合は、当該工事の検査を中止し、又は取り止めることができる。

- (1) 請負人等が検査員の指示に従わず、又は検査を妨害したとき。
- (2) 検査に立会うべき者が立会わないとき。
- (3) その他必要と認めるとき。

2 検査員は、前項により検査を中止又は取り止めたときは、直ちに契約課長に報告し、その指示を受けなければならない。

（工事の手直し等）

第12条 検査員は、検査の結果、工事の施行が設計図書等に適合しないと認められるものがあるときは、手直し等をする事項及び完了すべき期限等を請負人及び工事主管課長に指示するとともに契約課長に報告しなければならない。

（再検査）

第13条 検査員は、請負人及び工事主管課長から手直し等工事完了届の送付を受けたときは、速やかに再検査をしなければならない。ただし、手直し等が軽易かつ僅少であるものについては、手直し等工事完了届の確認をもつて検査に代えることができる。

2 前項本文に規定する検査の事務手続及び方法は、第8条から前条まで及び前項の規定を準用する。

（検査調書等の作成）

第14条 検査員は、検査の結果、工事の施行が設計図書等に適合したと認めるときは、速やかに検査調書及びしゅん工検査にあっては工事しゅん工検査成績調書を作成し、契約課長に提出しなければならない。

（工事検査結果通知書等の送付）

第15条 契約課長は、検査終了後、速やかに工事検査結果通知書及びしゅん工検査にあっては工事しゅん工検査成績調書を工事主管課長に送付しなければならない。この場合において、契約課長が特に必要があると認めるときは、意見書を添付することができる。

(検査台帳等の整備)

第16条 契約課長は、常に工事請負契約に係る検査過程を明確にしておくため、検査台帳その他必要な書類を整備しなければならない。

(工事主管課の検査)

第17条 工事主管課長は、第5条第2項の規定による検査を行う場合は、当該工事監督員以外の職員のうちから検査員を指名しなければならない。

第18条 第8条から第14条までの規定は、工事主管課における検査の実施について準用する。この場合において、第11条、第12条及び第14条の規定中「契約課長」とあるのは「工事主管課長」と、第12条及び第13条の規定中「請負人及び工事主管課長」とあるのは「請負人」と読み替えるものとする。

(書類の様式)

第19条 この規程に規定する書類の様式は、別に定める。

(補則)

第20条 この規程の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和61年5月1日から施行する。

(奈良市事務専決規程の一部改正)

2 奈良市事務専決規程（昭和34年奈良市訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則（平成18年3月31日訓令甲第3号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令甲第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令甲第1号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令甲第7号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令甲第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

検査実施区分

令和 8 年 1 月 1 日

契約金額	検査員数	担当職
500 万円以上 4,500 万円未満	1 人以上	3 級以上の職務の級にある技術職員及び再任用職員
4,500 万円以上	2 人以上	4 級以上の職務の級にある技術職員及び再任用職員 ただし検査内容により 3 級の職務の級にある技術職員を含むことができる